

公益法人等の事業譲渡・現物出資に係る課税関係

(事業譲渡および現物出資における課税関係)

今回は公益法人等の「事業譲渡」および「現物出資」についての課税関係について概説する。

(ポイント)

- 事業譲渡は、事業(移転資産等)を時価による売買として捉えるため課税関係が発生する。
- 現物出資は、税制適格要件を満たすか満たさないかにより移転資産等への課税関係が変わる。

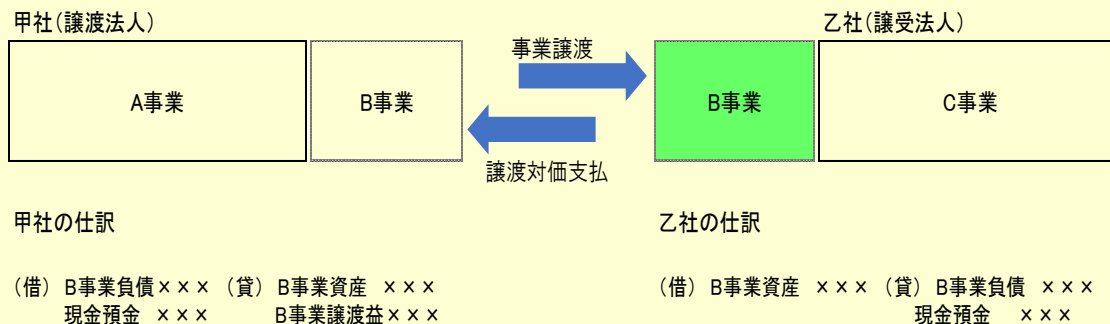
1. 事業譲渡

事業譲渡とは、図1のように法人の事業の全部または一部を他の法人に譲渡することをいう。類似する行為として、会社分割があるが、手続や税務上の取り扱い、対価に相違点がある。

事業譲渡は事業の売買であるため、税務上のメリットは少なく譲渡対価が必要となる。一方会社分割は事業の承継であり、税務面では譲渡損益課税の繰り延べや、消費税が不課税などのメリットがあり分割の対価は株式や金銭(資金負担が少ない)などとなる。

公益法人等について、事業の全部の譲渡を行うには、社員総会または評議員会の特別決議を要することが規定されている(一般法147条、201条)。これら規定の整備により、一般社団法人・財団法人の合理化を進めるための組織改編の実施や、公益社団・財団法人の認定を受けるための組織改編の実施が可能となっており、活用の幅が大きく広がると考えられている。

図1 事業譲渡のイメージ



2. 現物出資

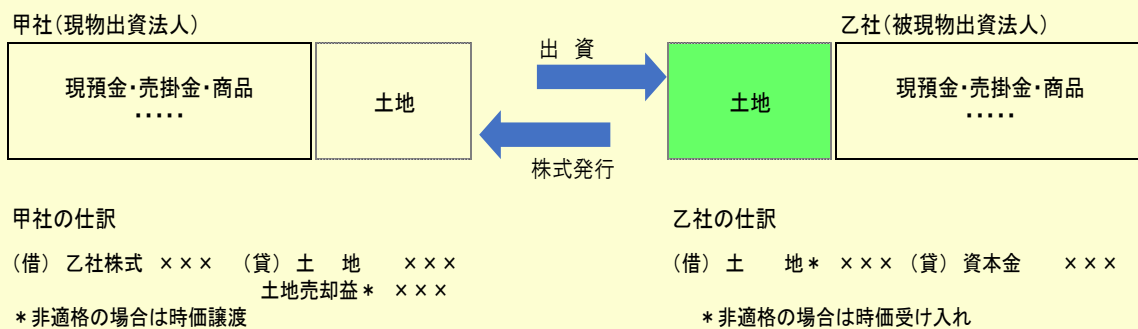
現物出資とは、不動産などの固定資産を出資して法人を設立したり、増資を行ったりすることをいうが、現物出資による資産の移転は、税務上は原則として、時価譲渡として取り扱われる。公益法人等が図2に示す適格現物出資(税制適格要件については3.参照)を行った場合には、現物出資直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、固定資産などの譲渡損益の課税を繰り延べることができる(法2十二の四、十二の五、十二の十四、法令4の3ix ~ xii)。

その場合、適格現物出資により現物出資法人である公益法人等の収益事業以外の事業に属する資産または負債が移転された場合には、その資産または負債の価額として、現物出資法人の帳簿に記載された金額による移転を受けたものとされる(法令123の5)。

(裏面に続く)



図2 現物出資のイメージ



3. 税制適格要件

公益法人等は持分がないため、図3にある共同事業要件を満たせば適格となり、要件④については除外されることになる。詳しくは前号(No.133合併)を参照されたい(法令4の3iv)。

図3 税制適格要件

50%以下の持株関係(共同事業要件)		
①	対価	金銭等の交付なし
②	引継ぎ	主要な事業、資産等
		おおむね80%以上の従業員
③	事業関連等	事業関連性、現物出資を受けた事業の継続
		規模要件または経営参画
④	その他	株式継続保有(株主が50人以上の場合は不要)

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

< 税務関係各種届出書の提出 >

今回テーマの事業譲渡などにより、収益事業を譲渡する、あるいは譲受けるなどにより、当該公益法人の課税範囲が変わる場合がある。このような場合には、所轄税務署や各都道府県(税に関する所管分)に各種の届出を出さなくてはならない。例をあげるなら、(1)収益事業開始届出書: 収益事業を行っていない公益法人等が新たに収益事業を開始した場合に収益事業を開始した日以後2月以内に所轄税務署提出、(2)収益事業廃止届出書: 収益事業を行っていたが廃止した場合や公益法人へ移行して収益事業が公益目的事業として非課税になった場合に廃止等の後速やかに所轄税務署提出などがある。税務に係る各種届出には明確に期限があるものとならないものがある。組織再編時において、適時、かつ漏れなく提出できるよう事前準備として税務関係届出書類を確実に把握しておくことは重要だ。

朝日税理士法人 担当: 木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel: 03-3556-6000 Fax: 03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。